

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

【1】特定事業主行動計画

東部知多衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和2年4月1日
東部知多衛生組合

東部知多衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、東部知多衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課の所掌事務として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

その分析結果から、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

目標：本計画期間内に、係長相当職以上の女性職員を1人以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

前項で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(取組内容) 女性職員の資質及び能力の向上を目的に、専門研修・セミナー等
へ積極的に派遣する

(実施時期) 令和2年度から適時

【2】女性の職業選択に資する情報 (平成31年4月1日現在)

1 平均した継続勤務年数の男女の差異

男性	女性	平均
17.8年	27年	19.7年

2 各役職段階に占める女性職員の割合

役職名	級数	男性	女性	女性の割合
課長	6級	2人	0人	0.0%
課長補佐	5級	2人	0人	0.0%
係長・主査	4級	0人	0人	0.0%
主任	3級	1人	2人	66.6%
主事	2級・1級	3人	0人	0.0%
合計		8人	2人	20.0%

※平成31年度において新規職員の採用なし。

3 超過勤務の状況 (月45時間を超えた者)

平成31年度において該当者なし

4 男女別の育児休業取得率・平均取得期間

平成31年度において取得対象者なし

【3】これまでの実施状況等

条例等の評価・見直し研修始め各種研修に派遣。今後も女性職員の活躍の推進に向け、資質及び能力向上に関する研修等に積極的に参加できる環境を整えていく。